省　令

○法務省令第六号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の三第一項（第十二条の二及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項及び第三項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

法務大臣　小川　敏夫

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引主任者証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十九日

文部科学大臣　平野　博文

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

第二条第一項第七号ホ(3)中「第九条第二項第三号ニ(2)において」を「以下」に改め、同号ヘ中「第九条第二項第三号ヘ(3)において」を「以下」に改め、同号に次のように加える。

リ　ブラジル協定　ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

ヌ　ブラジル協定　ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

第九条第二項第四号に次のように加える。

ト　ブラジル協定　次に掲げる事項

(1)　ブラジル連邦共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

(2)　その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るブラジル連邦共和国法令（ブラジル協定第一条1(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令をいう。）の適用状況

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○文部科学省令第五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五及び第十一条の三の六の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

文部科学大臣　平野　博文

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以下「組合法施行令」という。」の下に「第十一条の三の六第一項から第三項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令」を加え、「又は」を「、」に改め、「準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定」の下に「、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項から第八項までの規定、施行令第十一条の三の六第九項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十項の規定により準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定」を加える。

第四条の四中「第五十五条第一項に規定する」を「第五十五条第一項各号に掲げる」に、「同項に規定する」を「同項各号に掲げる」に、「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該薬局から加入者証の提出を求められたときは、当該処方箋及び加入者証を（その者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

第四条の九の二第七項中「から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養」を「若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十一の二第五項及び第四条の十三第五項において同じ。）に、「同項又は同条第三項」を「施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項まで」に改める。

第四条の十一第一項中「同号」を「施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項」に、「について減額の認定を受けた」を「又は生活療養標準負担額について減額がある」に改め、同条第二項中「第十一条の三の五第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三項中「第十一条の三の五第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第四条の十一の二の見出しを「（限度額適用認定証の交付等）」に改め、同条第一項中「又はロに該当するものとして」を「若しくはロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる」に改め、「事業団の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項第三号に掲げる区分に該当しなくなつたとき。

第四条の十一の二第五項中「法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号に掲げる入院療養等」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第四条の十二の見出し中「入院療養等」を「療養」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「同号に規定する入院療養等又は同項第二号ロに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した入院療養（施行令第六条で準用する組合法施行令第十一条の三の五第六項第二号に規定する入院療養をいう。）」を「療養」に改める。

第四条の十三第一項中「又は第二号ハ若しくはニに該当するものとして」を「、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる」に改め、「事業団の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第三号に掲げる区分に該当しなくなつたとき。）」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第三項第三号を次のように改める。

三　認定を受けている者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。